(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書

〔要約書〕

令和6年12月

大阪府



目 次

第1章	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	1
1. 1	事業予定者の名称	1
1. 2	代表者の氏名	1
1.3	事業予定者の住所	1
第2章	対象事業の目的及び内容	3
2. 1	対象事業の目的	3
2. 2	対象事業の内容	3
第3章	事業実施想定区域及びその周囲の概況	7
3. 1	自然的状況	7
3. 2	社会的状况	10
第4章	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの	15
4. 1	計画段階配慮事項の選定及び選定理由	15
4. 2	調査、予測及び評価の手法	18
4. 3	調査、予測及び評価の結果 2	21

第1章 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所

1.1 事業予定者の名称

大阪府

1.2 代表者の氏名

大阪府知事 吉村洋文

1.3 事業予定者の住所

大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号

(空白のページ)

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

大阪府のベイエリアはEコマースの普及に伴う物流ニーズや府内での工場の建替などに伴う産業用地の需要が高まっており、低未利用地等の利活用や新たな土地の造成などにより、新規に産業・物流用地を創出することで、産業競争力の強化を図ることが求められている。

本事業の実施を想定している場所は阪神高速道路湾岸線のインターチェンジや大阪臨海線に隣接し、関西国際空港へは約15分、大阪市内にも約30分の場所で、交通アクセスに優れ、企業立地の観点において高いポテンシャルを有していることから、「大阪のまちづくりグランドデザイン」により、経済成長を促す産業拠点・集積エリアとして位置づけられている。また、岸和田市の都市計画マスタープランにおいて、広域連携軸や市街地との近接性を活かし、貯木場の遊休水面を活用した新規土地造成により、工業・流通機能の集積に加えて、先端産業・新産業の創出を目指すとされ、また忠岡町の都市計画マスタープランにおいても、貯木場の利活用や産業基盤を活かした新たな企業誘致等を進め、産業拠点としての価値向上を目指すとされるなど、地元の岸和田市及び忠岡町より、土地造成により産業・物流用地を創出し、地域振興につなげることが期待されている。

これらの状況を踏まえ、新たな産業・物流用地を創出するため公有水面の埋立てを行うものである。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

公有水面の埋立て

2.2.2 対象事業実施想定区域の位置

阪南港 港湾区域内

2.2.3 対象事業の規模

埋立区域の面積 約50ha (第一種事業に該当)

※埋立ての面積等は、詳細検討を行った後に決定する。

2.2.4 複数案の設定

(1) 複数案の検討方針

本事業における事業計画の複数案については、以下の方針に基づき検討した。

- ・実行可能であり、かつ対象事業の目的が達成されるもの。
- ・環境の保全の観点から環境影響の程度及び環境配慮の内容について比較検討ができる もの。

(2) 複数案の設定

本事業では複数案の検討として事業の実施場所等が異なる複数案を表 2.2-1 及び図 2.2-1 のとおり設定した。

項目 A 案 C案 B 案 場所 大津川河口周辺で 現有の貯木場を活用し、 現有の木材整理場を活用し 埋立てを実施 埋立てを実施 埋立てを実施 埋立て面積 約 50ha 約 50ha 約 50ha 埋立地地盤高さ 0. P. +5. 5m 0. P. +5. 5m0. P. +5. 5m現状の護岸 周囲が既設護岸 北側、東側が既設護岸 南東側が既設 ・交通アクセスの利便性を考え阪神高速道路湾岸線の岸和田北インターチェンジ 選定条件 周辺であること。 ・阪南港の航路に被らないこと。

表 2.2-1 複数案の内容

注:1. 埋立地地盤高さは現時点での想定であり、今後詳細検討を行った後に決定する。

・陸域と接している場所であること。

・阪南港内の本船の回頭水域に被らないこと。

2.「0. P.」は、大阪湾最低潮位を示す。

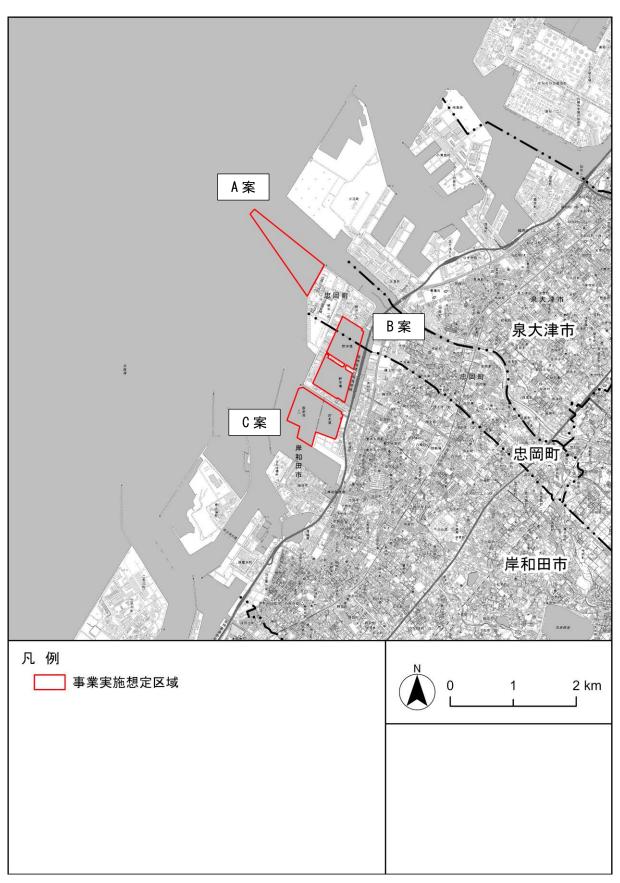


図 2.2-1 (1) 事業実施想定区域の位置

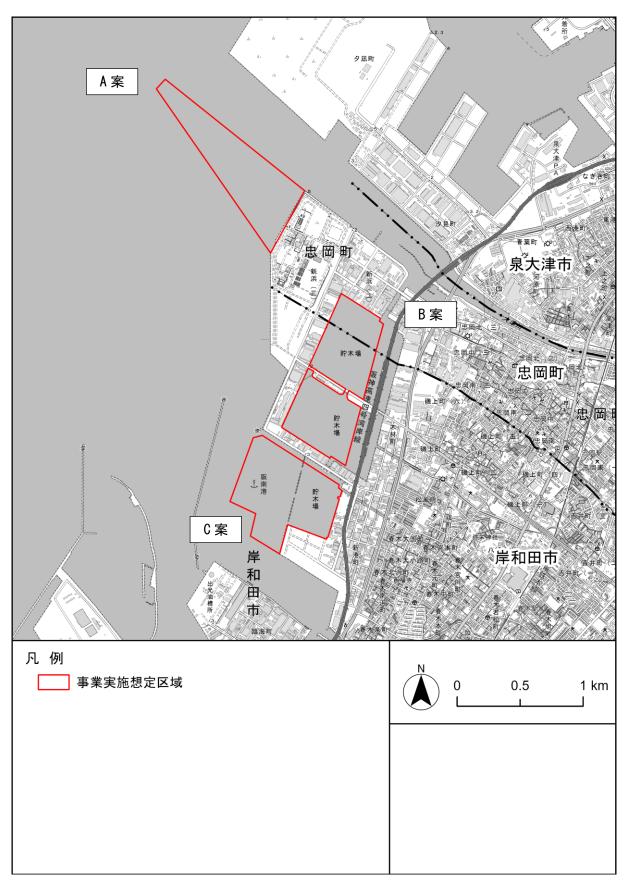


図 2.2-1(2) 事業実施想定区域の位置(拡大)

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲(以下、「事業実施想定区域周辺」)における自然的状況及び 社会的状況について、入手可能な最新の文献及びその他の資料より情報を収集した。

なお、事業実施想定区域周辺は泉大津市、忠岡町、岸和田市及びその北西側前面海域とした。

3.1 自然的状況

事業実施想定区域周辺における自然的状況は表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1(1) 事業実施想定区域周辺における自然的状況

項目	事業実施想定区域における概況
3.1.1 水環境	
(1) 水象	阪南港における平均水面は大阪湾最低潮位 (0. P.) +1.45m、朔望平均満潮位 (H. W. L.)は 0. P. +2.10m、朔望平均干潮位 (L. W. L.) は 0. P. +0.35m となっている。
	事業実施想定区域周辺における流向は、明石海峡東流最強時には沿岸地形に沿った南西流、明石海峡西流最強時には北東流となっている。また、流速は明石海峡東流最強時、明石海峡西流最強時ともに 0.3 ノット程度(15cm/s 程度)となっている。
	主な河川として二級河川の大津川や春木川等が存在する。なお、一級河川は存在しない。
(2) 水質	水質汚濁に係る公害苦情は平成30年度~令和4年度に泉大津市全域で20件、 岸和田市全域で33件発生している。
	〈海域〉 公共用水域水質測定により海域の水質(生活環境項目及び健康項目)の測定が 2 地点で行われており、令和元年度~令和5年度におけるCOD、T-N、T-P及び底 層 DO の経年変化はいずれの測定地点も概ね横ばいで推移している。また、令和 5年度の健康項目の測定結果はいずれの測定地点、測定項目ともに環境基準値を 下回っている。海域の水質(ダイオキシン類)の測定は1地点で行われており、 令和5年度の測定結果は環境基準値を下回っている。 阪南2区整備事業環境調査により海域の水質(生活環境項目及び健康項目)の 測定が4地点で行われており、令和元年度~令和5年度におけるCOD、T-N、T-P 及び底層 DO の経年変化はいずれの測定地点も概ね横ばいで推移している。また、 令和5年度の健康項目の測定結果はいずれの測定地点、測定項目ともに環境基準 値を下回っている。海域の水質(ダイオキシン類)の測定は同地点で行われてお り、令和5年度の測定結果はいずれの測定地点も環境基準値を下回っている。

注:表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。

表 3.1-1(2) 事業実施想定区域周辺における自然的状況

3.1.1 水環境(続	
(2) 水質	<河川>
	事業実施想定区域周辺では河川の水質(生活環境項目及び健康項目)の測定が
	8地点で行われており、令和5年度の健康項目の測定結果はいずれの測定地点、
	測定項目ともに環境基準値を下回っている。河川の水質(ダイオキシン類)の測
	定は2地点で行われており、令和5年度の測定結果はいずれの測定地点も環境基
	準値を下回っている。
(3) 底質	<海域>
	公共用水域水質測定により海域の底質(一般項目、健康項目及びダイオキシン
	類)の測定が1地点で行われており、令和5年度のダイオキシン類の測定結果は
	環境基準値を下回っている。
	% 2 区整備事業環境調査により海域の底質(一般項目、健康項目及びダイオ
	キシン類)の測定が4地点で行われており、令和5年度のダイオキシン類の測定
	お果はいずれの測定地点も環境基準値を下回っている。
	和木はベーダ4レクク例足地点も塚児基準値を下凹づくペーる。
	 <河川>
	〜四川〜 河川の底質(一般項目及び健康項目)の測定が1地点で行われている。河川の
	底質(ダイオキシン類)の測定は2地点で行われており、令和5年度の測定結果
(1) 11 - 1	はいずれの測定地点も環境基準値を下回っている。
(4) 地下水	事業実施想定区域周辺では地下水の概況調査が4地点、継続監視調査が12地
	点で行われており、概況調査ではいずれの測定地点、測定項目ともに環境基準値
	を下回っている。また、継続監視調査では1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及
	び亜硝酸性窒素の環境基準値を超過した測定地点がそれぞれ2地点ある。地下水
	の水質(ダイオキシン類)の測定が1地点で行われており、令和5年度の測定値
	は環境基準値を下回っている。
3.1.2 土壌及び地	盤
(1) 土壌汚染	事業実施想定区域周辺では土壌のダイオキシン類の測定が 1 地点で行われて
	おり、令和5年度の測定値は環境基準値を下回っている。
	土壌汚染に係る公害苦情は令和2年度に岸和田市全域で1件発生している。
(2) 地盤沈下	事業実施想定区域周辺では現在地盤沈下は沈静化している。
	なお、事業実施想定区域の臨海部のほぼ全域は「工業用水法」(昭和 31 年法律
	第 146 号)に基づき、地下水採水の規制地域に指定されている。
	地盤沈下に係る公害苦情は平成30年度に泉大津市全域で1件発生している。
3.1.3 地形及び地	
(1) 陸上の地形	事業実施想定区域周辺の臨海部はほぼ全域が埋立地である。
及び地質の状況	
(2) 海底の地形	事業実施想定区域周辺では沿岸部でも水深が 10m より深い場所がある。海底の
及び地質の状況	地質は主に泥であるが、大津川や津田川の河口周辺の一部は砂である。
(3) 重要な地形	事業実施想定区域周辺に重要な地形及び地質は存在しない。
及び地質	

注:表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。

表 3.1-1(3) 事業実施想定区域周辺における自然的状況

	息又は生育、植生及び生態系の状況
(1) 動物	既存資料調査によると、重要な種として鳥類は 66 種、両生類は 1 種、昆虫類
	は 26 種、魚類は 10 種、底生動物は 82 種、計 185 種が確認された。哺乳類及び
	爬虫類の重要な種は確認されなかった。
	事業実施想定区域西側海域の一部は「生物多様性の観点から重要度の高い海
	域」(大阪湾)として選定されている。なお、事業実施想定区域周辺には動物の天
	然記念物、生息地等保護区、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサー
	ル条約登録湿地、重要野鳥生息地: Important Bird and Biodiversity Areas、
	Key Biodiversity Area は存在しない。
(2) 植物	事業実施想定区域周辺では、自然的な植生として大津川河口に局所的に分布す
	るヨシクラスがある。
	既存資料調査によると、植物の重要な種として陸上植物の7種が確認された。
	海藻類の重要な種は確認されなかった。
	事業実施想定区域周辺では天然記念物(植物)が3件、巨樹が11件存在し、
	大津川河口には干潟が分布する。なお、事業実施想定区域周辺では特定植物群落、
	巨木林及び藻場は確認されていない。
(3) 生態系	事業実施想定区域周辺は大阪湾の湾奥部に位置し、沿岸部は工業地帯となって
	おり、東側には住宅地が広がっている。事業実施想定区域北側の大津川河口には
	干潟が分布しており、生息する底生動物やそれらを餌とするシギ・チドリ類等の
	鳥類の生息環境となっている。また、事業実施想定区域南西側には「ちきりアイ
	ランド人工干潟」が造成され、水生生物や鳥類、植物の生息・生育環境となって
	いる。
	事業実施想定区域周辺では環境影響を受けやすい場として「大津川河口の干
	潟」、「ちきりアイランド人工干潟」がある。
3.1.5 景観及び人	と自然との触れ合いの活動の状況
(1) 景観	事業実施想定区域周辺の主要な眺望点は8地点存在する。
	事業実施想定区域の近傍の景観資源として「木材町の貯木場周辺 (眺望)」が存
	在する。
(2) 人と自然と	事業実施想定区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は 9 地点存
の触れ合いの活	在する。
動の場	

注:表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。

3.2 社会的状況

事業実施想定区域周辺における社会的状況は表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1(1) 事業実施想定区域周辺における社会的状況

項目 事業実施想定区域における概況 3.2.1 人口及び産業の状況 (1) 人口 ^{注2} 人口(令和5年)は、泉大津市が73,171人、忠岡町が16,212人、岸和田市186,011人となっている。世帯数(令和5年)は泉大津市が33,173世帯、忠原が6,900世帯、岸和田市が80,509世帯となっている。 (2) 産業 ^{注2} 農家数(令和2年)は、泉大津市では農家総数は125戸で、そのうち19万販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売農家である。中で、そのうち14戸が販売業を含まります。中で、そのうち14戸が販売業を含まります。中で、そのうち14戸が販売業を含まります。中で、そのうち14戸が販売業を含まります。中で、そのうち14戸が販売業を含まります。中で、そのうち14戸が販売業を含まります。中で、そのうち14戸が販売業を含まります。中で、そのうち14戸が販売業を含まります。中で、そのうち14戸が販売業を含まります。中で、そのうち12戸が販売業を含まりますますます。中で、そのうち12戸が販売業を含まりますますますますますますますますますますますますますますますますますますま	
(1) 人口 ^{注2} 人口(令和5年)は、泉大津市が73,171人、忠岡町が16,212人、岸和田市186,011人となっている。世帯数(令和5年)は泉大津市が33,173世帯、忠同が6,900世帯、岸和田市が80,509世帯となっている。 (2) 産業 ^{注2} 農家数(令和2年)は、泉大津市では農家総数は125戸で、そのうち19戸販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家で	
186,011 人となっている。世帯数 (令和5年) は泉大津市が33,173世帯、忠原が6,900世帯、岸和田市が80,509世帯となっている。 (2) 産業 ^{注2} 農家数 (令和2年) は、泉大津市では農家総数は125戸で、そのうち19万販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家で	ī ħš
が 6,900 世帯、岸和田市が 80,509 世帯となっている。 (2) 産業 ^{注2} 農家数(令和 2 年) は、泉大津市では農家総数は 125 戸で、そのうち 19 列 販売農家である。忠岡町では農家総数は 58 戸で、そのうち 14 戸が販売農家で	
(2) 産業 ^{注2} 農家数(令和2年)は、泉大津市では農家総数は125戸で、そのうち19万 販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家で	
販売農家である。忠岡町では農家総数は 58 戸で、そのうち 14 戸が販売農家で	ヺが
│	
林野面積 (令和 2 年) は岸和田市では 1,942ha である。	
漁業種類別経営体数(平成30年)は、泉大津市及び岸和田市では刺網の紀	ス労
体数が最も多く、忠岡町では船びき網の経営体数が最も多い。	: =
卸売業・小売業の状況(令和3年)は、泉大津市では事業所数は526所、	七来
者数は 5,309 人、年間商品販売額は約 314,577 百万円である。忠岡町では事業	
有数は 5,309 人、中間間	
和田市では事業所数は 1,261 所、従業者数は 10,271 人、年間商品販売額に	、 ポソ
301,620 百万円である。	 \
製造品出荷額等(令和2年)並びに事務所数及び従業者数の状況(令和3年	
は、泉大津市では事業所数は117所、従業者数は3,421人、製造品出荷額等	
13, 261, 166 万円である。忠岡町では事業所数は 61 所、従業者数は 1, 656 人、	
造品出荷額等は約6,048,178万円である。岸和田市では事業所数は274所、行	業
者数は 7,918 人、製造品出荷額等は約 22,761,639 万円である。	
3.2.2 土地利用の状況	
(1) 土地利用 泉大津市、忠岡町及び岸和田市において土地利用区分別面積(令和5年)~	:最
も多い地目は宅地である。事業実施想定区域は準工業地域又は工業専用地域に	. 隣
接している。	

- 注:1. 表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応 している。
 - 2. 各市・町全体における値を示す。

表 3.2-1(2) 事業実施想定区域周辺における社会的状況

3.2.3 河川、湖洋	召及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
(1) 河川及び湖	事業実施想定区域周辺には二級河川の大津川及び春木川等が存在する。大津川
沼の利用	及び春木川水系の河川水は農業用水に利用されている。
(2) 海域の利用	事業実施想定区域周辺の海域は大部分が「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号)
	に基づき、堺泉北港港湾区域及び阪南港港湾区域に指定されているほか、「港則
	法」(昭和23年法律第174号)に定められた岸和田航路がある。
	なお、事業実施想定区域周辺の海域には漁業権は設定されていない。
(3) 地下水の利	事業実施想定区域周辺は「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)に基づき、
用	地下水の採水規制地域に指定されている。
3.2.4 交通の状況	兄
(1) 陸上交通	事業実施想定区域周辺の主要な道路としては阪神高速湾岸線、大阪臨海線など
	がある。
	事業実施想定区域周辺には南海電気鉄道株式会社(南海電鉄)南海線及び西日
	本旅客鉄道株式会社(JR 西日本)阪和線・羽衣線が南北方向に延びている。
(2) 海上交通	令和4年の堺泉北港における総入港船舶数は27,910隻、阪南港における総入
	港船舶数は4,881 隻である。
3.2.5 学校、病院	そその他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の概
況	
(1) 学校、病院	泉大津市、忠岡町及び岸和田市の保育所は16施設、幼稚園は27施設、幼保連
等注2	携型認定こども園は 42 施設、小学校は 34 施設、中学校は 15 施設、高等学校は
	7 施設、特別支援学校は1 施設、専修学校は7 施設、図書館は8 施設、老人福祉
	施設は34施設、病院は22施設、診療所は221施設となっている。
(2) 住宅	事業実施想定区域に接する地域は「準工業地域」、「工業専用地域」に指定され
	ている。
3.2.6 下水道の鏨	整備の状況
(1) 下水道 ^{注2}	事業実施想定区域周辺での下水道普及率(令和4年度)は泉大津市が97.3%、
	忠岡町が97.4%、岸和田市が96.2%となっている。

- 注:1. 表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応 している。
 - 2. 各市・町全体における値を示す。

表 3.2-1(3) 事業実施想定区域周辺における社会的状況

3.2.7 環境の保全を目的として指定された地域等の状況

(1) 公害関係法

令等

<環境基準等>

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準は「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づき定められており、事業実施想定区域周辺には水質汚濁に 係る環境基準水域類型の指定された海域が存在する。

<規制基準等>

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)等に基づき、工場及び事業場から排出される排出水について規制基準が定められている。

土壌汚染については「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年大阪府条例第 6 号)に基づき規制基準が定められている。

「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号) に基づき、地下水の採取について規制が行われている。

(2) 自然関係法令等

<自然保護>

事業実施想定区域周辺には、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国定公園及び府立自然公園は存在しない。

事業実施想定区域周辺には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しない。

事業実施想定区域周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)に基づく自然遺産は存在しない。

事業実施想定区域周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく生息地等保護区は存在しない。

事業実施想定区域周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に 関する条約」(昭和55年条約第28号)により登録された湿地は存在しない。

事業実施想定区域周辺は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号) に基づき、特定猟具使用禁止区域に指定されている。

<景観保全>

事業実施想定区域周辺には、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) に基づく風致地区が存在する。

事業実施想定区域周辺には、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号) に基づく「大阪府景観計画」及び「岸和田市景観計画」による指定区域が存在する。

注:表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。

表 3.2-1(4) 事業実施想定区域周辺における社会的状況

3.2.7 環境の保全を目的として指定された地域等の状況 (続き)

(2) 自然関係法 | <文化財保護> 令等

事業実施想定区域周辺には、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「大 阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)、「泉大津市文化財保護条 例」(平成4年泉大津市条例第17号)及び「岸和田市文化財保護条例」(平成5年 岸和田市条例第22号) に基づく史跡・名勝・天然記念物が32件存在する。

<国土防災>

事業実施想定区域周辺には、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号) に基づく保 安林は存在しない。

事業実施想定区域周辺には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づく指定区域は存在しない。 事業実施想定区域周辺の一部は「海岸法」(昭和31年法律第101号)に基づく 海岸保全区域に指定されている。

注:表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応し ている。

(空白のページ)

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

4.1 計画段階配慮事項の選定及び選定理由

計画段階配慮事項は「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年6月12日農林水産省・運輸省・建設省令第1号)(以下、「埋立アセス主務省令」)の第5条第1項の規定に基づき、事業特性等を考慮して選定した。

なお、対象とする影響要因は埋立アセス主務省令に基づき、「土地又は工作物の存在」とした。

計画段階配慮事項の選定結果は表 4.1-1 に示すとおりであり、「水質」、「水底の底質」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」の 7 項目を選定した。計画段階配慮事項として選定した理由及び選定しない理由を整理した結果は、表 4.1-2 に示すとおりである。

影響要因の区分 土地又は 工作物の存在 埋立地の 環境要素の区分 存在 環境の自然的構成 水質 水の汚れ \bigcirc 要素の良好な状態 水環境 水底の底質 底質の性状 \bigcirc の保持を旨として 地下水の水質及び水位 水質、水位 _ 調査、予測及び評 土壌に係|地形及び地質 重要な地形及び地質 価されるべき環境 る環境そ 地盤 地盤沈下 要素 の他の環 土壌 土壌汚染 境 生物の多様性の確 重要な種及び注目す 動物 \bigcirc 保及び自然環境の べき生息地 体系的保全を旨と 植物 重要な種及び群落 \bigcirc して調査、予測及 地域を特徴づける生 び評価されるべき \bigcirc 生熊系 環境要素 人と自然との豊か 主要な眺望点及び景 な触れ合いの確保 景観 観資源並びに主要な \bigcirc を旨として調査、 眺望景観 予測及び評価され 主要な人と自然との 人と自然との触れ合いの活動の場 \bigcirc るべき環境要素 触れ合いの活動の場

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定

備考:表中の「○」は計画段階配慮事項として選定した項目であることを示す。

表 4.1-2(1) 計画段階配慮事項として選定した理由及び選定していない理由

環境要素の区分				影響	選定	選定した理由及び選定しない理由
理はのもか			T	要因	結果	
環境の自然 的構成要素 の良好な特 態の保持を 旨として調		水質	水の汚れ	0	事業実施想定区域周辺海域では環境基準値を超過する地点が見られる 埋立地の存在による海水の流れの変化 に伴い周辺海域の水質に影響が及ぶお それがあることから選定した	
査、予測及 び評価され るべき環境 要素	水環境	水底の底質	底質の性 状		0	事業実施想定区域周辺海域では環境基準値を下回っているものの、埋立地の存在による海水の流れの変化に伴い周辺海域の水底の底質に影響が及ぶおそれがあることから選定した
		地下水 の水質 及び 水位	水質、水位		_	埋立計画では地下水の変化をもたらすような大深度の掘削等は計画していないため、埋立地の存在による地下水への影響は想定されないことから選定しない
	土壌に	地形及び地質	重要な地 形及び地 質		_	事業実施想定区域には重要な地形及び 地質は存在しないため、埋立地の存在に よる重要な地形及び地質への影響は想 定されないことから選定しない
	係る環 境その環 境	境その 地盤 地	地盤沈下	土地 又工作 物存在	_	地下水のくみ上げ等は計画していない 地下水のくみ上げ等による地盤沈下は 想定されないことから選定しない
		土壌	土壌汚染		物の	_
生物の多様 性の確保及 び自然環境 の体系的保 全を旨とし て調査、予	動物		重要な種及び注目すべき生息地		0	事業実施想定区域周辺の一部では動物 の重要な種の生息が確認されている 埋立地の存在による海水の流れや水質 等の変化に伴い動物の重要な種の生息 環境に影響を及ぼすおそれがあること から選定した
測及び評価 されるべき 環境要素	植物		重要な種及び群落		0	事業実施想定区域周辺の一部では植物 の重要な種の生育が確認されている 埋立地の存在による海水の流れや水質 等の変化に伴い植物の重要な種の生育 環境に影響を及ぼすおそれがあること から選定した
	生態系		地域を特 徴づける 生態系		0	事業実施想定区域周辺の一部では地域を特徴づける生態系の場が確認されている 埋立地の存在による海水の流れや水質等の変化に伴い地域を特徴づける生態系の場に影響を及ぼすおそれがあることから選定した

表 4.1-2(2) 計画段階配慮事項として選定した理由及び選定していない理由

	環境要素の区分		影響 要因	選定 結果	選定した理由及び選定しない理由
人と自然と の豊かな れ合いのと 保を 調及び評価	景観	主望景並要景がなりませる。	土 ソ エ 物 存	0	事業実施想定区域周辺には主要な眺望 点が存在している 埋立地の存在により主要な眺望点から の眺望景観に影響を及ぼすおそれがあ ることから選定した
されるべき環境要素	人と自然との触 れ合いの活動の 場	主要な然とのいる場の場		0	事業実施想定区域周辺には主要な人と 自然との触れ合いの活動の場が存在し ている 埋立地の存在により主要な人と自然と の触れ合いの活動の場に影響を及ぼす おそれがあることから選定した

4.2 調査、予測及び評価の手法

4.2.1 調査の手法

計画段階配慮事項についての調査は、国や地方公共団体等が有する既存資料を収集・整理・ 解析する手法とした。

環境要素ごとに選定した計画段階配慮事項についての調査の手法は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 調査の手法

	環	境要素の区分	影響要因	調査の手法	
環境の自然的構 成要素の良好な 状態の保持を旨	水質水質		水の汚れ		公共用水域水質測定結果、阪南2区 整備事業環境調査結果を収集して整 理・解析する
として調査、予 測及び評価され るべき環境要素	世	水底の底質	底質の性状		公共用水域水質測定結果、阪南2区 整備事業環境調査結果を収集して整 理・解析する
生物の多様性の 確保及び自然環 境の体系的保全	び自然環 動物		重要な種及び注目 すべき生息地	土地	自然環境保全基礎調査結果及びその 他動物に係る既往調査結果を収集し て整理・解析する
を旨として調 査、予測及び評 価されるべき環	植物	'n	重要な種及び群落	又は工作物の方	自然環境保全基礎調査結果及びその 他植物に係る既往調査結果を収集し て整理・解析する
境要素	生態系		地域を特徴づける 生態系	存在	動物及び植物についての既往調査結 果を踏まえて整理・解析する
人と自然との豊 かな触れ合いの 確保を旨として	触れ合いの 景観を旨として、予測及び 人と自然との触ばされるべき れ合いの活動の		主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観		眺望点、眺望景観に係る既存資料を 収集して整理・解析する
調査、予測及び 評価されるべき 環境要素			主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場		人と自然との触れ合いの活動の場に 係る既存資料を収集して整理・解析 する

4.2.2 予測の手法

計画段階配慮事項についての予測は、環境状況の変化を事例の引用又は解析に基づき定性的に予測する手法とした。

環境要素ごとに選定した計画段階配慮事項についての予測の手法は表 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-2 予測の手法

表 4.2-2 予測の手法							
環境要素の区分				影響 要因	予測の手法		
環境の自然的構 成要素の良好な 状態の保持を旨	水	水質	水の汚れ		既存資料に基づく流況計算結果を参考 に、水質への影響を推測する		
として調査、予 測及び評価され るべき環境要素	環境	水底の底質	底質の性状		既存資料に基づく流況計算結果を参考 に、水底の底質への影響を推測する		
生物の多様性の 確保及び自然環 境の体系的保全 を旨として調 査、予測及び評	の多様性の なび自然環 ぶ系的保全 動物 として調 や測及び評 いるべき環	Ø	重要な種及び 注目すべき生 息地		既存資料に基づき重要な種の生息状況等 を把握したうえで、既往知見を参考に埋 立てによる影響を検討する範囲を設定 し、動物の重要な種の確認地域が含まれ るか否かを確認する		
価されるべき環 境要素		'n	重要な種及び 群落	土地又は	既存資料に基づき重要な種の生育状況等 を把握したうえで、既往知見を参考に埋 立てによる影響を検討する範囲を設定 し、植物の重要な種の確認地域が含まれ るか否かを確認する		
	生愈	 長系	地域を特徴づける生態系	工作 物の 存在	既存資料に基づき地域を特徴づける生態 系の場を把握したうえで、既往知見を参 考に埋立てによる影響を検討する範囲を 設定し、地域を特徴づける生態系の場が 含まれるか否かを確認する		
人と自然との豊かな触れ合いの 確保を旨として 調査、予測及び 評価されるべき	な触れ合いの 呆を旨として 査、予測及び 画されるべき 意要素人と自然との触 れ合いの活動の 然との触 れ合いの活動の 然との触	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観		既存資料に基づき主要な眺望点の位置を 把握したうえで、既往知見を参考に埋立 てによる影響を検討する範囲を設定し、 主要な眺望点が含まれるか否かを確認す る			
環境要素				既存資料に基づき主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置を把握したうえで、既往知見を参考に埋立てによる影響を検討する範囲を設定し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が含まれるか否かを確認する			

4.2.3 評価の手法

計画段階配慮事項についての評価は、各埋立候補地における環境要素ごとの予測結果の比較、あるいは影響の程度を定性的に相対比較する手法とした。

環境要素ごとに選定した計画段階配慮事項についての評価の手法は表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 評価の手法

	環	境要素の区分	影響 要因	評価の手法				
環境の自然的構 成要素の良好な 状態の保持を旨	・		水の汚れ		設定した複数案について、水質への 影響を相対比較する			
として調査、予 測及び評価され るべき環境要素	環境	水底の底質	底質の性状		設定した複数案について、水底の底 質への影響を相対比較する			
生物の多様性の 確保及び自然環 境の体系的保全 を旨として調	多様性の ド自然環 系的保全 して調 削及び評	'n	重要な種及び注目すべき生息地		設定した複数案について、埋立てに よる影響を検討する範囲内において 周辺に存在する動物の重要な種の確 認地域の位置関係を相対比較する			
査、予測及び評価されるべき環境要素		重要な種及び群落	土地 又は 工作	周辺に存在する植物の重要な種の確				
	生愈	崇 系	地域を特徴づける 生態系	物の存在	設定した複数案について、埋立てに よる影響を検討する範囲内において 周辺に存在する地域を特徴づける生 態系の場の位置関係を相対比較する			
人と自然との豊 かな触れ合いの 確保を旨として 調査、予測及び	景衢	見	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観		設定した複数案について、埋立てに よる影響を検討する範囲内において 周辺に存在する主要な眺望点の位置 関係を相対比較する			
評価されるべき環境要素		と自然との触 合いの活動の	主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場		設定した複数案について、埋立てに よる影響を検討する範囲内において 周辺に存在する主要な人と自然との 触れ合いの活動の場の位置関係を相 対比較する			

4.3 調査、予測及び評価の結果

4.3.1 水質

(1)調査の結果

水質の現況把握は、既存資料を用いた確認とした。 現況把握に用いた資料は以下のとおりである。

- ・「令和元年度~令和 5 年度大阪府域河川等水質調査結果」(大阪府水質常時監視ポータ ルサイト)
- ・「令和元年度~令和 5 年度阪南 2 区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報 (4~3月分)」(公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ)

公共用水域水質測定結果及び阪南2区整備事業環境調査結果は、「第3章 事業実施想定 区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1(1)に示したとおりである。

1) 公共用水域水質測定結果

海域における令和 5 年度の公共用水域水質測定結果によると、健康項目はいずれの地点 も環境基準値を下回っている。

また、生活環境項目については、化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全燐(T-P)及び 底層溶存酸素量(底層 DO)の令和元年度~令和5年度における公共用水域水質測定結果は 以下に示すとおりである。

COD (年75%値) は、いずれの測定地点も概ね横ばい傾向にあり、B 類型の B-4 では環境 基準値を超過する年が見られる。

T-N (年平均値) 及び T-P (年平均値) は、いずれの測定地点も概ね横ばい傾向にあり、環境基準値を下回っている。

底層 DO (年最低値) は、いずれの測定地点も概ね横ばい傾向にあり、生物 3 類型の環境 基準値である 2.0mg/L を下回る年が見られる。

2) 阪南 2 区整備事業環境調査結果

化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全燐(T-P)及び底層溶存酸素量(底層 DO)の令和元年度~令和5年度における阪南2区整備事業環境調査結果は以下に示すとおりである。

COD (年75%値) は、各測定地点の表層において令和5年度の濃度が令和元年度~令和4年度に比べてやや高い値を示しているものの、いずれの測定地点及び層ともに環境基準値を下回っている。

T-N (年平均値) は、令和5年度の濃度が令和元年度~令和4年度に比べてやや高い値を示しているものの、いずれの測定地点及び層ともに環境基準値を下回っている。

T-P (年平均値) は、いずれの測定地点及び層ともに概ね横ばい傾向にあり、環境基準値を下回っている。

底層 DO (年最低値) は、いずれの測定地点も概ね横ばい傾向にあり、生物 3 類型の環境 基準値である 2.0mg/L を下回る年が見られる。

(2) 予測の結果

水質への影響予測は既存資料に示されている埋立候補地及びその周辺を含む流況計算結果を参考に、周辺海域の水質への影響を推測する方法により行った。

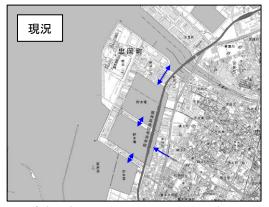
予測に用いた資料は以下のとおりである。

・「阪南港 阪南2区整備事業に係る環境影響評価書」(大阪府、平成10年4月)

既存資料に示されている埋立候補地及び周辺海域の流況計算結果(潮流予測図)に埋立候補地を重ね合わせたものは図 4.3-2 に示すとおりであり、埋立てによる周辺海域の水質への影響の推測結果は表 4.3-1 に示すとおりである。

A 案は阪南港港湾区域北側の大津川河口部沖合に大きく張り出す計画であるため阪南港 沖の南西方向の海水の流れを遮ることになるとともに、大津川河口周辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、これにより周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が 考えられる。

阪南港木材港地区貯木場における水の流出入位置は図 4.3-1 に示すとおりであり、B 案は貯木場の大部分を埋め立てる計画であるため貯木場内と外海との海水交換量が変化することが想定され、これにより周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられる。





注: 青色の矢印は貯木場における水の流出入位置及び方向を示す。

図 4.3-1 阪南港木材港地区貯木場における水の流れ(流出入)の模式図

C 案は阪南港木材港地区木材整理場の既存の護岸・岸壁と新西防波堤で囲まれた水域を埋め立てる計画であるため春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、これにより周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられる。

以上のとおり、A 案、B 案、C 案とも周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられるが、周辺海域の流況特性並びに埋立地の位置、形状から判断すると A 案による海水の流れの変化に伴う水質分布の変化及び C 案による閉鎖性の高まりに伴う水質分布の変化に比べて B 案による海水交換量の変化に伴う水質分布の変化の方が相対的に小さいものと推測されることから、周辺海域の水質への影響は A 案及び C 案よりも B 案の方が小さいものと考えられる。

表 4.3-1 埋立てによる周辺海域の水質への影響の推測結果

区分	埋立場所等	周辺海域の水質への影響の推測結果	
A 案	大津川河口周辺の港湾	阪南港沖の南西方向の海水の流れを遮ること並びに大津川河口周	
	区域内	辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、周辺海域の水質	
		分布に変化を生じさせる可能性が考えられる	
B案	木材港地区貯木場内	貯木場内と外海との海水交換量が変化することが想定され、周辺	
		海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられる	
C 案	木材港地区木材整理場	春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、周辺海域の水	
	及びその沖合	質分布に変化を生じさせる可能性が考えられる	

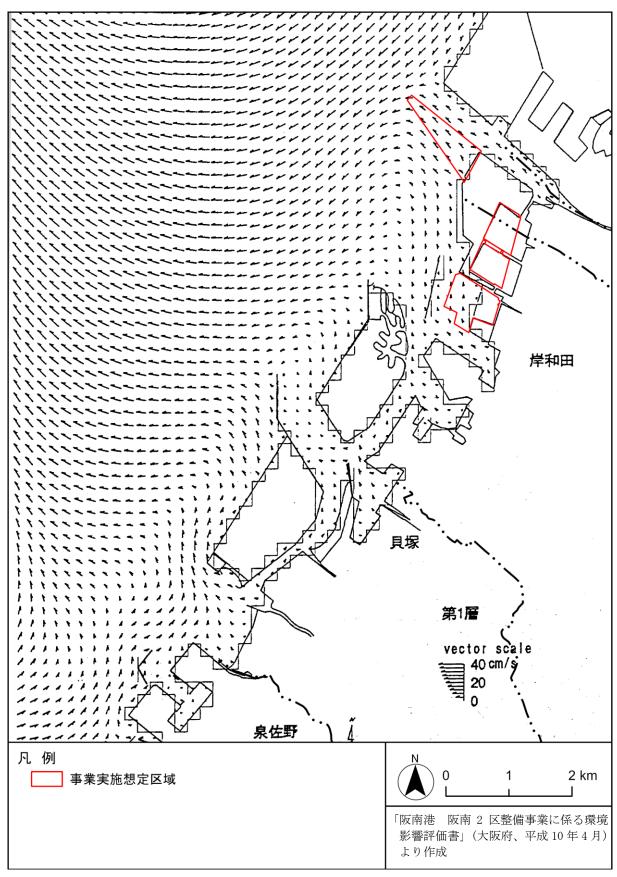


図 4.3-2(1) 埋立候補地及び周辺海域の流況計算結果(潮流予測図)と 埋立候補地の重ね合わせ(上げ潮最強時)

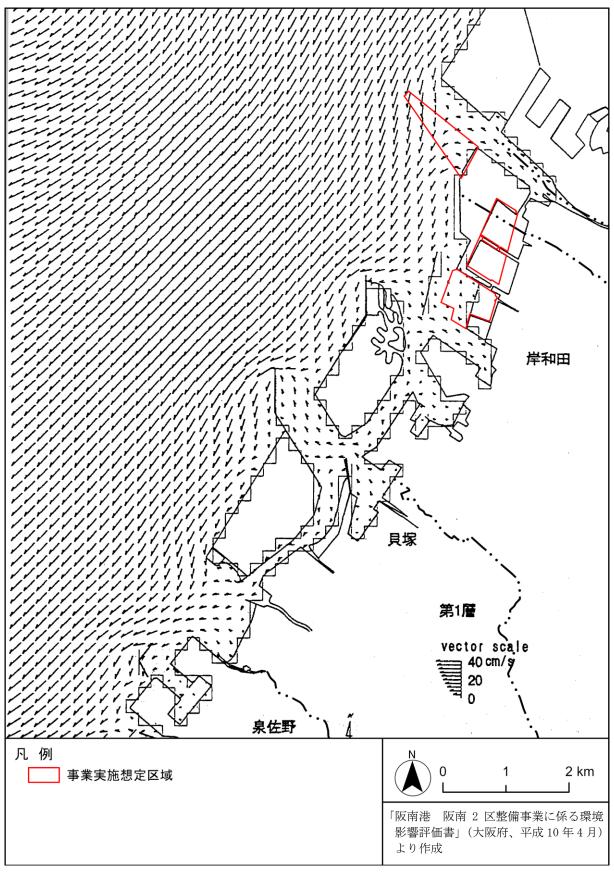


図 4.3-2(2) 埋立候補地及び周辺海域の流況計算結果(潮流予測図)と 埋立候補地の重ね合わせ(下げ潮最強時)

4.3.2 水底の底質

(1) 調査の結果

水底の底質の現況把握は、既存資料を用いた確認とした。 現況把握に用いた資料は以下のとおりである。

- ・「令和5年度ダイオキシン類の環境濃度調査結果」(大阪府ホームページ)
- ・「令和5年度阪南2区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報(8月分、1月分)」 (公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ)

公共用水域水質測定結果及び阪南2区整備事業環境調査結果は、「第3章 事業実施想定 区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1(2)に示したとおりである。 海域における令和5年度の底質測定結果(ダイオキシン類)によると、いずれの測定地 点とも環境基準値を下回っている。

(2) 予測の結果

水底の底質への影響予測は「第4章 4.3.1 水質」で埋立候補地及び周辺海域の流況計算結果(潮流予測図)に埋立候補地を重ね合わせた図4.3-2を基に、周辺海域の水底の底質への影響を推測する方法により行った。

埋立てによる周辺海域の水底の底質への影響の推測結果は表 4.3-2 に示すとおりである。

A 案は阪南港港湾区域北側の大津川河口部沖合に大きく張り出す計画であるため阪南港 沖の南西方向の海水の流れを遮ることになるとともに、大津川河口周辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、これにより周辺海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性 が考えられる。

B 案は阪南港木材港地区貯木場の大部分を埋め立てる計画であるため貯木場内と外海と の海水交換量が変化することが想定され、これにより周辺海域の底質の性状に変化を生じ させる可能性が考えられる。

C 案は阪南港木材港地区木材整理場の既存の護岸・岸壁と新西防波堤で囲まれた水域を埋め立てる計画であるため春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、これにより周辺海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられる。

以上のとおり、A 案、B 案、C 案とも周辺海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられるが、周辺海域の流況特性並びに埋立地の位置、形状から判断すると A 案による海水の流れの変化に伴う底質の性状の変化及び C 案による閉鎖性の高まりに伴う底質の性状の変化に比べて B 案による海水交換量の変化に伴う底質の性状の変化の方が相対的に小さいものと推測されることから、周辺海域の水底の底質への影響は A 案及び C 案よりも B 案の方が小さいものと考えられる。

表 4.3-2 埋立てによる周辺海域の水底の底質への影響の推測結果

	1			
区分	埋立場所等	周辺海域の水底の底質への影響の推測結果		
A 案	大津川河口周辺の港湾	阪南港沖の南西方向の海水の流れを遮ること並びに大津川河口		
	区域内	周辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、周辺海域の底		
		質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられる		
B案	木材港地区貯木場内	貯木場内と外海との海水交換量が変化することが想定され、周辺		
		海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられる		
C案	木材港地区木材整理場	春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、周辺海域の底		
	及びその沖合	質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられる		

4.3.3 動物

(1) 調査の結果

動物の重要な種及び注目すべき生息地の現況把握は、既存資料を用いて確認した。 現況把握に用いた既存資料は表 4.3-3 に示すとおりである。

動物の重要な種及び注目すべき生息地は「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1 (3) に示したとおりである。

埋立候補地となる阪南港港湾区域周辺では、表 4.3-4 の選定基準に該当する種が図 4.3-3 及び表 4.3-5 に示すとおり確認されている。

表 4.3-3(1) 収集した既存資料(動物相)

_								
No.	文献名	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生動物
1	「(第5回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調 査報告書(両生類・爬虫類)」(環境省、平成13年)			•	•			
2	「(第5回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調 査報告書(哺乳類)」(環境省、平成14年)	•						
3	「(第5回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(昆虫(トンボ)類)・(昆虫(チョウ)類)・(昆虫(セミ・水生半翅)類)・(昆虫(ガ)類)・(昆虫(甲虫)類)」(環境省、平成14年)					•		
4	「(第5回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調 査報告書 淡水魚類」(環境省、平成14年)						•	
5	「(第5回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調 査報告書 陸産及び淡水産貝類(上)・(下)」(環境省、平成1 4年)							•
6	「(第6回)自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布 調査報告書」(環境省、平成16年)	•						
7	「平成 21 年度 阪南 2 区北側海域生物影響調査業務 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成 22 年)						•	•
<u>8</u>	「平成 22 年度 阪南 2 区北側海域生物影響調査 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成 23 年)						•	•
9	「平成 23 年度 阪南 2 区北側海域生物影響調査業務 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成 24 年)						•	•
<u>10</u>	「平成 24 年度 阪南 2 区北側海域生物影響調査業務 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成 25 年)						•	•
<u>11</u>	「岸和田市阪南 2 工区人工干潟における魚類および貝類、甲殻類相について(2009 年度-2014 年度の調査記録)」(柏尾翔・花﨑勝司・児島格・山田浩二・大畠麻里・大古場正・松岡悠・大谷道夫、平成 28 年、きしわだ自然資料館研究報告 No. 4、1-13)						•	•
<u>12</u>	「岸和田市阪南2工区人工干潟の昆虫類およびクモ類」(河上康子・平田慎一郎、平成28年、きしわだ自然資料館研究報告 No. 4、15-24)					•		
<u>13</u>	「大阪府泉州地域における河川河口域の魚類」(花崎勝司、平成3 0年、きしわだ自然資料館研究報告 No.5、19-26)						•	
14	「自然環境保全基礎調査 全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の 今を描こう 2016-2021 年」(鳥類繁殖分布調査会、令和3年)		•					
<u>15</u>	「ちきりアイランドの人工干潟における環境保全活動実践業務 令和2年度報告書」(きしわだ自然資料館、令和3年)		•			•	•	•

注: No. の太字下線の文献は予測に用いた文献を示す。

表 4.3-3(2) 収集した既存資料(動物相)

No.	文献名	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生動物
<u>16</u>	「令和4年度 廃棄物処理事業 処分場自然共生調査 (海生生物 生育状況調査)報告書」(株式会社 総合水研究所、令和4年)						•	•
<u>17</u>	「岸和田市阪南2工区人工干潟における魚類および貝類、甲殻類相について(2015年度-2020年度の調査記録)」(柏尾翔・花﨑勝司・児島格・大古場正・山田浩二・大畠麻里、令和4年、きしわだ自然資料館研究報告 No.7、1-12)						•	•
18	「大阪府岸和田市の阪南港における陸・淡水棲軟体動物相」(上地 健琉・柏尾翔・児島格・平野尚浩、令和5年、きしわだ自然資料 館研究報告 No.8、1-22)							•
<u>19</u>	「岸和田市の沖合で水中ドローンにより確認された海岸生物」(柏 尾翔・花﨑勝司、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、 49-57)						•	•
<u>20</u>	「岸和田市阪南2区人工干潟の昆虫類およびクモ類(2)」(河上康子・平田慎一郎、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、35-48)					•		
<u>21</u>	「阪南2工区人工干潟(大阪府岸和田市)におけるニクハゼ Gymn ogobius heptacanthus(スズキ目: ハゼ科)の出現記録」(花﨑勝 司、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、59-64)						•	
<u>22</u>	「大阪湾生き物一斉調査 令和5年 大津川河口」(大阪湾環境再生連絡会、http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/life/index.aspx、令和6年8月閲覧)		•	•	•		•	•
<u>23</u>	「モニタリングサイト 1000 シギ・チドリ類調査」(環境省生物多様性センター、https://www.biodic.go.jp/moni1000/、令和 6 年8 月閲覧)		•					
<u>24</u>	「ガンカモ類の生息調査(平成 25 年度~令和 4 年度)」(環境省生物多様性センター、https://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html、令和 6 年 8 月閲覧)		•					

注: No. の太字下線の文献は予測に用いた文献を示す。

表 4.3-3(3) 収集した既存資料(注目すべき生息地)

No.	文献名			
1	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)			
2	「大阪府内指定等文化財一覧表」(大阪府、https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/bunkazai/hunai-siteiichiran.html、令和6年8月閲覧)			
3	「岸和田市内の指定文化財一覧」(岸和田市、https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/70/site i-bunkazai.html、令和6年8月閲覧)			
4	「生息地等保護区一覧」(環境省、https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html、令和6年 8月閲覧)			
5	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省、https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/、令和6年8月閲覧)			
6	「日本のラムサール条約登録湿地」(環境省、https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html、令和6年8月閲覧)			
7	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(環境省、https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/engan/index.html、令和6年8月閲覧)			
8	「重要野鳥生息地:Important Bird and Biodiversity Areas」(日本野鳥の会、https://www.wbsj.org /activity/conservation/habitat-conservation/iba/、令和6年8月閲覧)			
9	「Key Biodiversity Area」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン、http://kba.conservation.or.jp/about.html、令和6年8月閲覧)			

表 4.3-4 (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

		選定基準	カテゴリー
重要な動物	I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和44年大阪府条例第5号) 「泉大津市文化財保護条例」(平成4年条例第17号) 「岸和田市文化財保護条例」(平成5年条例第22号)	特別天然記念物(特天) 天然記念物(天然) 大阪府指定天然記念物(府天) 泉大津市指定天然記念物(市天) 岸和田市指定天然記念物(市天)
	П	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に 関する法律」(平成4年法律第75号)	国際希少野生動植物種(国際) 国内希少野生動植物種(国内) 特定第一種国内希少野生動植物種(特一) 特定第二種国内希少野生動植物種(特二)
	Ш	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	IV	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26年)	絶滅(EX) 絶滅危惧 I 類(CR+EN) 絶滅危惧 II 類(VU) 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD)
	V	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁、平成10年)	絶滅危惧種(危惧) 危急種(危急) 希少種(希少) 減少種(減少)
	VI	「海洋生物レッドリスト」(水産庁、平成 29年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	VII	「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省、平成 29 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

表 4.3-4(2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

		選定基準	カテゴリー
注目すべき生息地	I	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「泉大津市文化財保護条例」(平成 4 年条例第 17 号) 「岸和田市文化財保護条例」(平成 5 年条例第 22 号)	特別天然記念物(特天) 天然記念物(天然) 大阪府指定天然記念物(府天) 泉大津市指定天然記念物(市天) 岸和田市指定定年記念物(市天)
	П	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)	生息地等保護区 (生)
	Ш	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境 省、https://www.env.go.jp/nature/important_wet land/、令和6年8月閲覧)	重要湿地(湿地)
	IV	「日本のラムサール条約登録湿地」(環境省、https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html、令和6年8月閲覧)	ラムサール条約登録湿地(ラ湿)
	V	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(環境省、https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/engan/index.html、令和6年8月閲覧)	重要度の高い海域(重要海域)
	VI	「重要野鳥生息地:Important Bird and Biodivers ity Areas」(日本野鳥の会、https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/、令和6年8月閲覧)	Important Bird and Biodiversity Areas(IBA)
	VII	「Key Biodiversity Area」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン、http://kba.conservation.or.jp/about.html、令和6年8月閲覧)	Key Biodiversity Area(KBA)

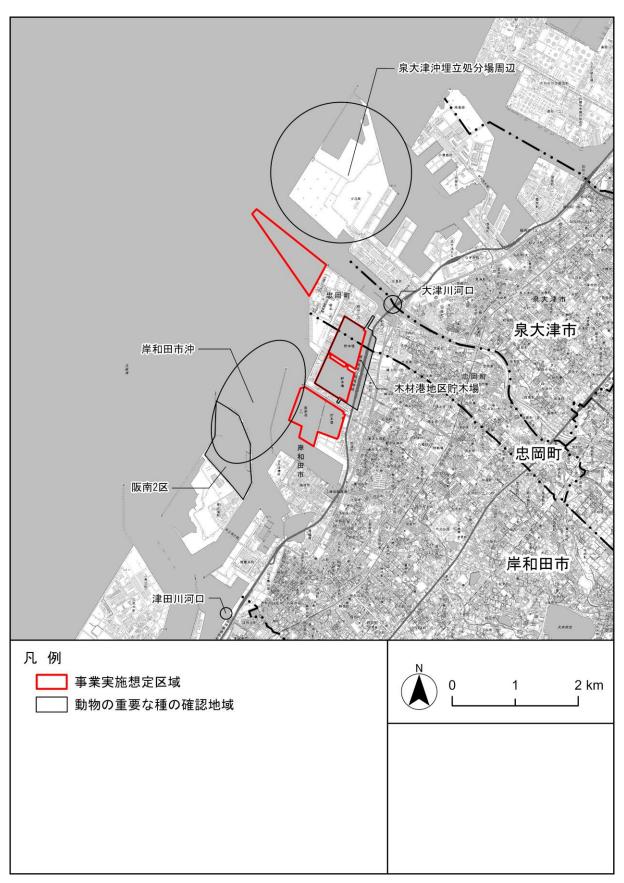


図 4.3-3 既存資料による動物の重要な種の確認地域

表 4.3-5(1) 既存資料による動物の重要な種及びその確認地域(鳥類)

				確認地域				
No.	科名	種名	泉大津沖 埋立 処分場 周辺	大津川 河口	木材港 地区 貯木場	岸和田 市沖	阪南 2 区	津田川河口
1	カモ科	コクガン					0	
2		ツクシガモ					0	
3		ウミアイサ		0	0		0	
4	サギ科	カラシラサギ					0	
5	チドリ科	ケリ					0	
6		ムナグロ					0	
7		ダイゼン					0	
8		イカルチドリ		0				
9		コチドリ		0			0	
10		シロチドリ		0			0	
11		メダイチドリ					0	
12		オオメダイチドリ					0	
13	シギ科	オオソリハシシギ					0	
14		チュウシャクシギ		0			0	
15		ダイシャクシギ					0	
16		ホウロクシギ		0			0	
17		アオアシシギ					0	
18		クサシギ					0	
19		キアシシギ		0			0	
20		ソリハシシギ		0				
21		イソシギ		0			0	
22		キョウジョシギ					0	
23		オバシギ					0	
24		コオバシギ					0	
25		ミユビシギ					0	
26		トウネン					0	
27		ウズラシギ					0	
28	2 250	ハマシギ		0			0	
29	カモメ科	ズグロカモメ					0	
30		オオセグロカモメ					0	
31		コアジサシ		0			0	
32	5.11. 2 101	ベニアジサシ		0			0	
33	ミサゴ科	ミサゴ					0	
34	ハヤブサ科 ヒバリ科	ハヤブサ ヒバリ		0			0	
36	ヨシキリ科	オオヨシキリ		0			0	
37	セッカ科	セッカ		0			0	
38	ホオジロ科	オオジュリン					0	
 計	11 科	38 種		15 種	1種		36 種	
		ス 体 却 が 無 い な 初 州 は な デ	L-	10 作里	1 作里		ひび 作里	

注:網掛けは既存資料による情報が無い確認地域を示す。

表 4.3-5(2) 既存資料による動物の重要な種及びその確認地域(昆虫類)

			確認地域					
No.	科名	種名	泉大津沖 埋立 処分場 周辺	大津川 河口	木材港 地区 貯木場	岸和田 市沖	阪南2区	津田川河口
1	マルムネハサミム	イソハサミムシ					0	
	シ科							
2	コガネムシ科	ヤマトケシマグソコガネ					0	
3		セマルケシマグソコガネ					0	
4	コメツキムシ科	ハマベオオヒメサビキコ リ					0	
5	テントウムシ科	ジュウサンホシテントウ					0	
6	ドロバチモドキ科	キアシハナダカバチモド キ					0	
計	5 科	6 種					6種	

注:網掛けは既存資料による情報が無い確認地域を示す。

表 4.3-5(3) 既存資料による動物の重要な種及びその確認地域(魚類)

					確認	地域		
No.	科名	種名	泉大津沖 埋立 処分場 周辺	大津川 河口	木材港 地区 貯木場	岸和田 市沖	阪南2区	津田川河口
1	ウナギ科	ニホンウナギ		0				0
2	コイ科	タモロコ						0
3	アユ科	アユ					0	
4	メダカ科	ミナミメダカ						0
5	ハゼ科	ウキゴリ						0
計	5 科	5種		1種			1種	4種

注:網掛けは既存資料による情報が無い確認地域を示す。

表 4.3-5(4) 既存資料による動物の重要な種及びその確認地域(底生動物 1/2)

	衣 4.3 ⁻³ (4)			1200		地域		
No.	科名	種名	泉大津沖 埋立 処分場 周辺	大津川河口	木材港 地区 貯木場	岸和田 市沖	阪南2区	津田川河口
1	ウミサボテン科	ウミサボテン				0		
2	ハナギンチャク科 ウメボシイソギン	ムラサキハナギンチャク イシワケイソギンチャク				0		
3	チャク科	1 2 9 9 1 7 1 2 7 7 9		0				
4	アマオブネガイ科	イシマキガイ		0				
5	ユキスズメガイ科	ミヤコドリ		0			0	
6		ヒナユキスズメガイ					0	
7	ウミニナ科	ウミニナ		0			0	
8		イボウミニナ					0	
9	フトヘナタリ科	フトヘナタリガイ					0	
10	リソツボ科	タニシツボ ゴマツボ					0	
	カワザンショウガ	サツマクリイロカワザン						
12	バフップフョウル イ科	ショウ					0	
13	ミズゴマツボ科	エドガワミズゴマツボ					0	
14	イソコハクガイ科	ナギツボ		0			0	
15		シラギクガイ		0			0	
16		ウミコハクガイ					0	
17	タマガイ科	ネコガイ					0	
18		フロガイダマシ					0	
19	ハナゴウナ科	アダムスタマガイ ヒモイカリナマコツマミ					0	
20	/// ログ/ AT	ガイ					0	
21	アッキガイ科	アカニシ		0			0	
22	カクメイ科	カクメイ属*					0	
23	ガラスシタダミ科	ガラスシタダミ科(シン ジュノナミダ)*					0	
24	トウガタガイ科	ウネイトカケギリ					0	
25		ヨコイトカケギリガイ		0			0	
26		ミスジョコイトカケギリ ガイ					0	
27		カキウラクチキレモドキ					0	
28		スオウクチキレ		0			0	
30		シゲヤスイトカケギリ ヨコスジギリ	0				0	
31		クサズリクチキレ	0				0	
32		ヌカルミクチキレ					0	
33	ガクバンゴウナ科	イリエゴウナ					0	
34	スイフガイ科	カミスジカイコガイダマシ					0	
35	カノコキセワタガ イ科	カノコキセワタ					0	
36	アメフラシ科	ウミナメクジ					0	
37	オカミミガイ科	ウスコミミガイ					Ö	
38	ウロコガイ科	オウギウロコガイ					0	
39	チリハギガイ科	チリハギガイ					0	

注:網掛けは既存資料による情報が無い確認地域を示す。

表 4.3-5(5) 既存資料による動物の重要な種及びその確認地域(底生動物 2/2)

					確認	地域		
No.	科名	種名	泉大津沖 埋立 処分場 周辺	大津川 河口	木材港 地区 貯木場	岸和田 市沖	阪南2区	津田川河口
40	バカガイ科	バカガイ					0	
41		ミルクイ					0	
42	チドリマスオ科	クチバガイ		0			0	
43	ニッコウガイ科	ユウシオガイ		0			0	
44		サクラガイ					0	
45		ウズザクラガイ					0	
46	シオサザナミ科	ムラサキガイ					0	
47	- 12 AV	イソシジミ					0	
48	マテガイ科	マテガイ		0			0	
49	フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ		0			0	
50	マルスダレガイ科	ヒメカノコアサリ					0	
51		カガミガイ					0	
52		ヒメアサリ					0	
53	.上.上) お) が	マツカゼガイ		0			0	
54	オオノガイ科	オオノガイ					0	
55	オキナガイ科	ソトオリガイ		0			0	
56	ヒメイカ科	ヒメイカ					0	
57	チロリ科	マキントシチロリ					0	
58	ゴカイ科 ツバサゴカイ科	<u>ヒトツブゴカイ</u> ツバサゴカイ					0	
59 60	タマシキゴカイ科	イソタマシキゴカイ					0	
61	クルマエビ科	クルマエビ					0	
62	スナモグリ科	ハルマンスナモグリ					0	
63	ヘノモグリ杆	ニホンスナモグリ		0			0	
	ハサミシャコエビ	ハサミシャコエビ					Ŭ	
64	科						0	
65	アナジャコ科	アナジャコ					0	
66		ヨコヤアナジャコ		0			0	
67	ヤドカリ科	テナガツノヤドカリ					0	
68	ホンヤドカリ科	ヨモギホンヤドカリ					0	
69	キンセンガニ科	キンセンガニ					0	
70	コブシガニ科	カネココブシ		0			0	
71) 2) 12 ~1	マメコブシガニ		0			0	
72	ケブカガニ科	マキトラノオガニ					0	
73	モクズガニ科	スネナガイソガニ					0	
74		トリウミアカイソモドキ					0	
75	コメツキガニ科	コメツキガニ					0	
76	オサガニ科	オサガニ					0	
77	スナガニ科	ヒメヤマトオサガニ		0				
78	ヘリルー科	スナガニ					0	
79	カクレガニ科	ハクセンシオマネキ		0			Ŭ	
80	ルクレガー件	バンズマメガニ					0	
81	イカリナマコ科	フタハピンノ ヒモイカリナマコ		0			0	
82 計	1 カリナマコ科 53 科	82種	1種	22 種		2 種	75 種	
Τħ	23 件		1 性	22 性		△性	(5) 性	

動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響予測は既往知見¹を参考に埋立てによる影響を検討する範囲(以下、「影響検討範囲」)を設定し、影響検討範囲内に動物の重要な種の確認地域が含まれるか否かを確認する方法により行った。なお、影響検討範囲は既存資料等により、図 4.3-4 に示す範囲とした。B 案については、埋立候補地外側の沿岸地形が変わらないため、埋立地の存在により周辺海域の海水の流れに直接的な変化は生じないと考えられることから、影響検討範囲は木材港地区貯木場内及び北側、南側の水路部とした。

予測に用いた資料は表 4.3-3に示したとおりである。

動物の重要な種の確認地域と影響検討範囲を重ね合わせた結果は、表 4.3-6 及び図 4.3-4 に示すとおりである。

A 案では泉大津沖埋立処分場周辺、大津川河口、木材港地区貯木場、岸和田市沖及び阪南 2 区が、C 案では木材港地区貯木場、岸和田市沖、阪南 2 区が影響検討範囲に含まれることになる。また、B 案では木材港地区貯木場が影響検討範囲に含まれることになる。

以上のとおり、B 案では影響検討範囲内に動物の重要な種の確認地域である木材港地区 貯木場が存在するものの、動物への影響は A 案及び C 案よりも相対的に小さいものと考え られる。

表 4.3-6 影響検討範囲内に存在する動物の重要な種の確認地域

区分	埋立場所等	影響検討範囲内に存在する重要な種の確認地域
A 案	大津川河口周辺の港湾区域内	泉大津沖埋立処分場周辺
		大津川河口
		木材港地区貯木場
		岸和田市沖
		阪南2区
B案	木材港地区貯木場内	木材港地区貯木場
C案	木材港地区木材整理場及びその沖合	木材港地区貯木場
		岸和田市沖
		阪南2区

_

¹ 「埋立ておよび海底地形の改変等に伴う漁業影響モニタリング調査暫定指針」(社団法人日本水産資源保護協会、平成2年3月)

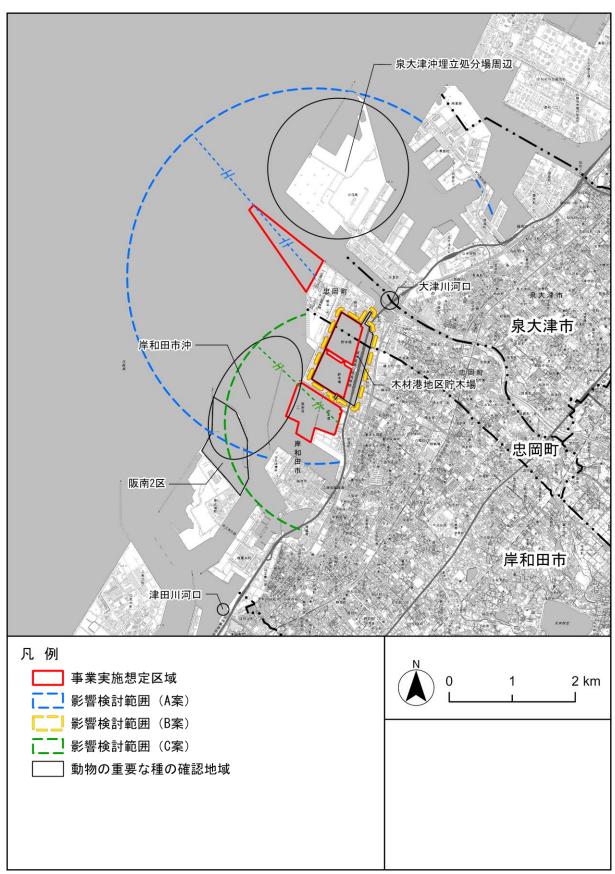


図 4.3-4 動物の重要な種の確認地域及び影響検討範囲

4.3.4 植物

(1) 調査の結果

植物の重要な種及び群落の現況把握は、既存資料を用いた確認とした。

現況把握に用いた資料は表 4.3-7に示すとおりである。

植物の重要な種及び群落は「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1 (3) に示したとおりである。

埋立候補地となる阪南港港湾区域周辺では、表 4.3-8 に示す選定基準に該当する種が図 4.3-5 及び表 4.3-9 に示すとおり確認されている。

表 4.3-7 収集した既存資料(植物)

No.	文献名	陸上植物	海藻類	植生	重要な群落	巨樹・巨木林	天然記念物
<u>1</u>	「阪南2工区の人工海浜における植物相の変遷」(楠瀬雄三・村上健太郎、平成28年、きしわだ自然資料館研究報告 No. 4、25-30)	•					
<u>2</u>	「ちきりアイランドの人工干潟における環境保全活動実践業務 令和2 年度報告書」(きしわだ自然資料館、令和3年)	•					
3	「令和4年度 廃棄物処理事業 処分場自然共生調査(海生生物生育 状況調査)報告書」(株式会社 総合水研究所、令和4年)		•				
4	「阪南2区埋立地内の近距離隔離された人工海浜における植物相の変遷(2009~2023年)」(岡本素治・楠瀬雄三・村上健太郎、令和6年、きしわだ自然資料館研究報告 No.9、13-23)	•					
<u>5</u>	「大阪湾生きもの一斉調査 令和5年 大津川河口」(大阪湾環境再生連絡会、http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/life/index.aspx、令和6年8月閲覧)	•	•				
6	「自然環境保全基礎調査植生調査第6-7回」(環境省)			•	•		
7	「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 (第4回(昭和63~平成4年度調査)・第6回(平成11~16年度調査))」(環境省)					•	
8	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「泉大津市文化財保護条例」(平成 4 年条例第 17 号) 「岸和田市文化財保護条例」(平成 5 年条例第 22 号)						•

注: No. の太字下線の文献は予測に用いた文献を示す。

表 4.3-8 重要な植物の選定基準

		選定基準	カテゴリー
舌	Ι	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	特別天然記念物(特天)
重要な植		「大阪府文化財保護条例」(昭和44年大阪府条例第	天然記念物 (天然)
な		5号)	大阪府指定天然記念物 (府天)
植 物		「泉大津市文化財保護条例」(平成4年条例第17	泉大津市指定天然記念物(市天)
190		号)	岸和田市指定天然記念物(市天)
		「岸和田市文化財保護条例」(平成5年条例第22	
		号)	
	П	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関す	国際希少野生動植物種 (国際)
		る法律」(平成4年法律第75号)	国内希少野生動植物種(国内)
			特定第一種国内希少野生動植物種(特一)
			特定第二種国内希少野生動植物種(特二)
	Ш	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	絶滅(EX)
			野生絶滅(EW)
			絶滅危惧 I A 類(CR)
			絶滅危惧 I B 類(EN)
			絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
			準絶滅危惧 (NT)
			情報不足(DD)
			絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	IV	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26	絶滅(EX)
		年)	絶滅危惧 I 類(CR+EN)
			絶滅危惧Ⅱ類(VU)
			準絶滅危惧(NT)
	V	 「海洋生物レッドリスト」(水産庁、平成 29 年)	情報不足(DD)
	V	「毎件生物レツトリスト」(小座月、平成 29 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW)
			海滅危惧IA類 (CR)
			絶滅危惧IA類(CN)
			絶滅危惧Ⅱ類(W)
			準絶滅危惧(NT)
			情報不足(DD)
			絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	VI	 「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省、平成 29	絶滅 (EX)
	' -	年)	野生絶滅(EW)
			絶滅危惧 I A 類 (CR)
			絶滅危惧 I B 類 (EN)
			絶滅危惧Ⅱ類(VU)
			準絶滅危惧(NT)
			情報不足(DD)
			絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

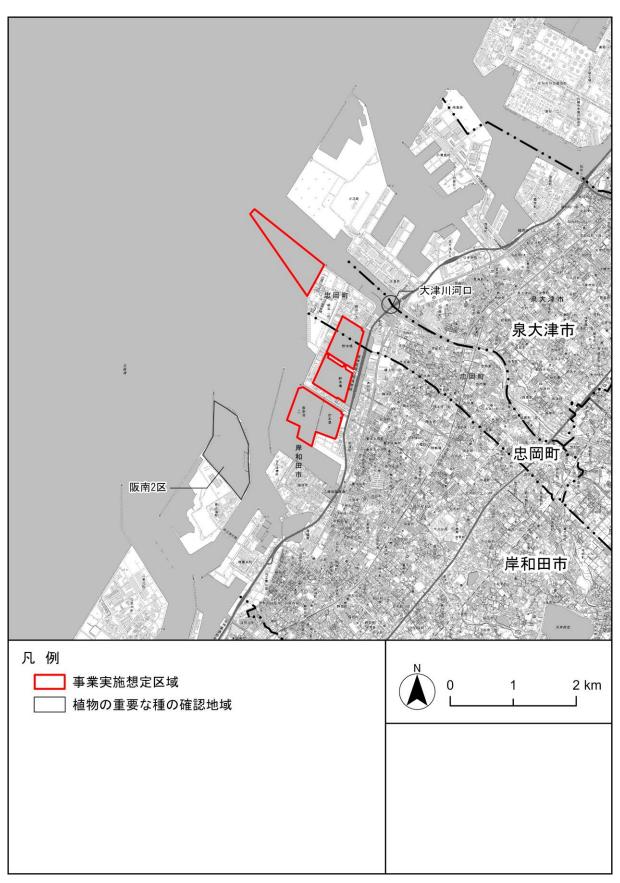


図 4.3-5 既存資料による植物の重要な種の確認地域

表 4.3-9 既存資料による植物の重要な種及びその確認地域

M-	利力	科名和名和名		地域
No.	件'名 	和名	阪南2区	大津川河口
1	カヤツリグサ科	コウボウムギ	•	
2	ツゲ科	ツゲ		
3	マメ科	ハマエンドウ	•	
4	イソマツ科	ハマサジ	•	
5	ヒユ科	ホソバハマアカザ	•	
6	シソ科	ハマゴウ	•	
7	セリ科	ハマボウフウ	•	•
計	7 科	7種	6 種	2 種

植物の重要な種及び群落への影響予測は「第4章 4.3.3動物」で設定した影響検討範 囲内に植物の重要な種の確認地域が含まれるか否かを確認する方法により行った。

予測に用いた資料は表 4.3-7に示したとおりである。

植物の重要な種の確認地域と影響検討範囲を重ね合わせた結果は、表 4.3-10 及び図 4.3-6 に示すとおりである。

A 案では大津川河口と阪南 2 区が、C 案では阪南 2 区が影響検討範囲に含まれることになる。また、B 案では影響検討範囲内に植物の重要な種の確認地域は含まれないことになる。 以上のとおり、植物への影響は A 案及び C 案よりも B 案の方が相対的に小さいものと考えられる。

表 4.3-10 影響検討範囲内に存在する植物の重要な種の確認地域

区分	埋立場所等	影響検討範囲内に存在する重要な種の確認地域
A 案	大津川河口周辺の港湾区域内	大津川河口
		阪南2区
B案	木材港地区貯木場内	なし
C 案	木材港地区木材整理場及びその沖合	阪南 2 区

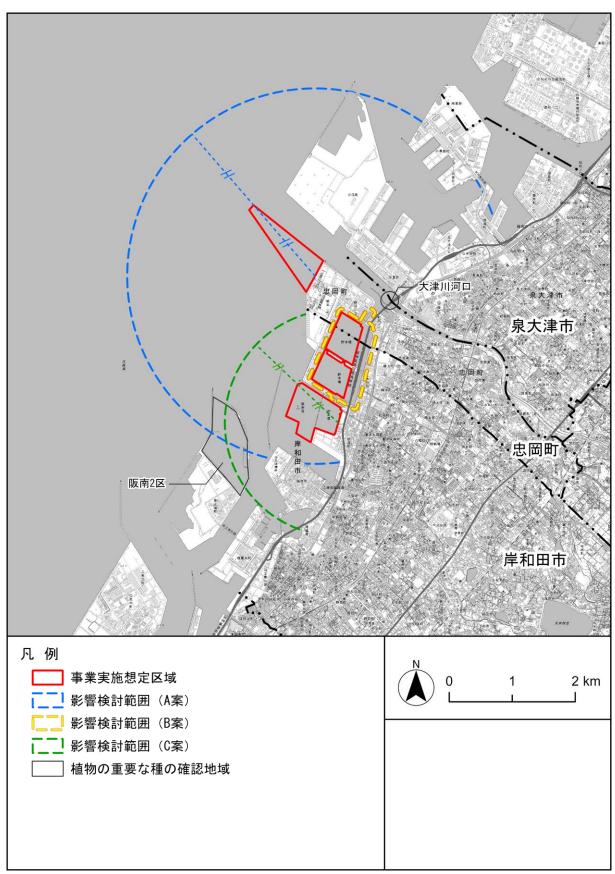


図 4.3-6 植物の重要な種の確認地域及び影響検討範囲

4.3.5 生態系

(1) 調査の結果

地域を特徴づける生態系の現況把握は、既存資料を用いた確認とした。現況把握に用いた資料は以下のとおりである。

・「干潟・藻場・サンゴ礁調査」(環境省生物多様性センター、https://www.biodic.go.jp/、 令和6年8月閲覧)

既存資料によれば、事業実施想定区域周辺は大阪湾の湾奥部に位置し、沿岸部は工業地帯となっており、東側には住宅地が広がっている。事業実施想定区域北側の大津川河口には干潟が分布しており、生息する底生動物やそれらを餌とするシギ・チドリ類等の鳥類の生息環境となっている。また、事業実施想定区域南西側には「ちきりアイランド人工干潟」が造成され、水生生物や鳥類、植物の生息・生育環境となっている。

事業実施想定区域周辺では表 4.3-11 に示すとおり環境影響を受けやすい場として「大津川河口の干潟」、「ちきりアイランド人工干潟」がある。これらの場所は法令等により指定されていないが、河口域や沿岸域の開発により干潟の消失が著しい大阪湾奥部においては注目すべき動植物の生息・生育地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。

表 4.3-11 事業実施想定区域周辺における重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境	竟のまとまりの場の区分とその例	事業実施想定区域周辺における
		重要な自然環境のまとまりの場
①環境影響を 受けやすい 場	・自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場	・大津川河口の干潟
②環境保全の観点から法令等に指定された場	・文化財保護法、自然公園法、自 然環境保全法で指定された区 域 ・鳥獣保護区、ラムサール条約に 基づく登録簿に掲載された湿 地	・該当なし
③法令等に指 定されてい ないが、地域 により されている 場	・里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林のうち、減少又は劣化しつつある自然環境・地域で認められている魚類の産卵場等である浅海域	・ちきりアイランド人工干潟 (阪南2区の埋立地に造成されたちきりアイランドの人工干潟は、法令等により指定されていないが、河口域や沿岸域の開発により干潟の消失が著しい大阪湾奥部における注目すべき動植物の生息・生育地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。)

地域を特徴づける生態系の場への影響予測は「第 4 章 4.3.3 動物」で設定した影響検 討範囲内に重要な自然環境のまとまりの場が含まれるか否かを確認する方法により行った。 事業実施想定区域周辺における重要な自然環境のまとまりの場と影響検討範囲を重ね合 わせた結果は、表 4.3-12 及び図 4.3-7 に示すとおりである。

A 案では大津川河口の干潟及びちきりアイランド人工干潟が、C 案ではちきりアイランド人工干潟が影響検討範囲に含まれることになる。また、B 案では影響検討範囲内に重要な自然環境のまとまりの場は含まれないことになる。

以上のとおり、生態系への影響は A 案及び C 案よりも B 案の方が相対的に小さいものと考えられる。

表 4.3-12 影響検討範囲内に存在する重要な自然環境のまとまりの場

区分	埋立場所等	影響検討範囲内に存在する 重要な自然環境のまとまりの場
A 案	大津川河口周辺の港湾区域内	大津川河口の干潟
		ちきりアイランド人工干潟
B案	木材港地区貯木場内	なし
C 案	木材港地区木材整理場及びその沖合	ちきりアイランド人工干潟

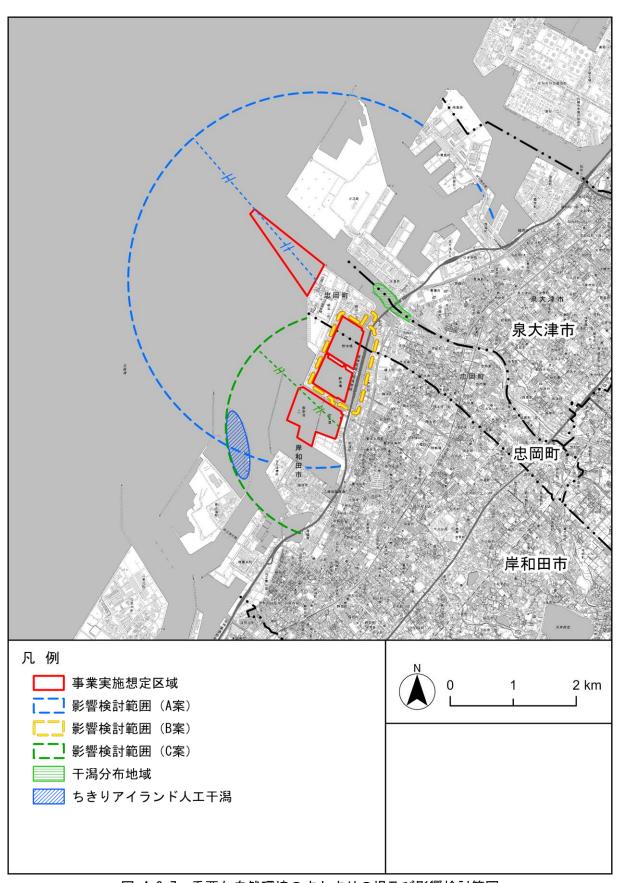


図 4.3-7 重要な自然環境のまとまりの場及び影響検討範囲

4.3.6 景観

(1) 調査の結果

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の現状把握は、既存資料を用いた確認とした。

現況把握に用いた資料は以下のとおりである。

- ・「市内の名所・旧跡」(泉大津市ホームページ、令和6年7月閲覧)
- ・「臨海部の施設」(泉大津市ホームページ、令和6年7月閲覧)
- ・「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」(大阪府ホームページ、令和6年7月閲覧)
- ・「こころに残る景観資源 きしわだ景観100選」(岸和田市、令和6年)
- ・「大阪府営港湾要覧」(大阪府ホームページ、令和6年11月閲覧)

各埋立候補地周辺の主要な眺望点及び景観資源の状況は「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1 (3) に示したとおりである。

(2) 予測の結果

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響予測は、既往知見²を参考に埋立てによる影響検討範囲を設定し、主要な眺望点が含まれるか否かを確認する方法により行った。影響検討範囲は埋立候補地外縁から約3kmの範囲とした。

埋立候補地外縁から約3 kmの範囲に存在する主要な眺望点は表4.3-13及び図4.3-8に示すとおりである。

A 案では影響検討範囲内に眺望点として、泉大津大橋、きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路、汐見公園、新浜緑地 展望台、フェリー航路(泉大津⇔新門司)が存在するものの、影響検討範囲内に存在する眺望点の数から判断すると、景観への影響は B 案及び C 案よりも相対的に小さいものと考えられる。

^{2 「}面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ]」(建設省都市局都市計画課 監修、平成11年11月)

表 4.3-13 埋立候補地外縁から約3kmの範囲に存在する主要な眺望点

区分	埋立場所等	約 3km の範囲に存在する主要な眺望点
A案	大津川河口周辺の港湾 区域内	1:泉大津大橋 2:きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路 3:汐見公園 4:新浜緑地 展望台 8:フェリー航路(泉大津⇔新門司)
B案	木材港地区貯木場内	1:泉大津大橋 2:きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路 3:汐見公園 4:新浜緑地 展望台 5:岸和田大橋 6:岸之浦大橋 8:フェリー航路(泉大津↔新門司)
C案	木材港地区木材整理場 及びその沖合	2: きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路 3: 汐見公園 4: 新浜緑地 展望台 5: 岸和田大橋 6: 岸之浦大橋 7: 岸和田城

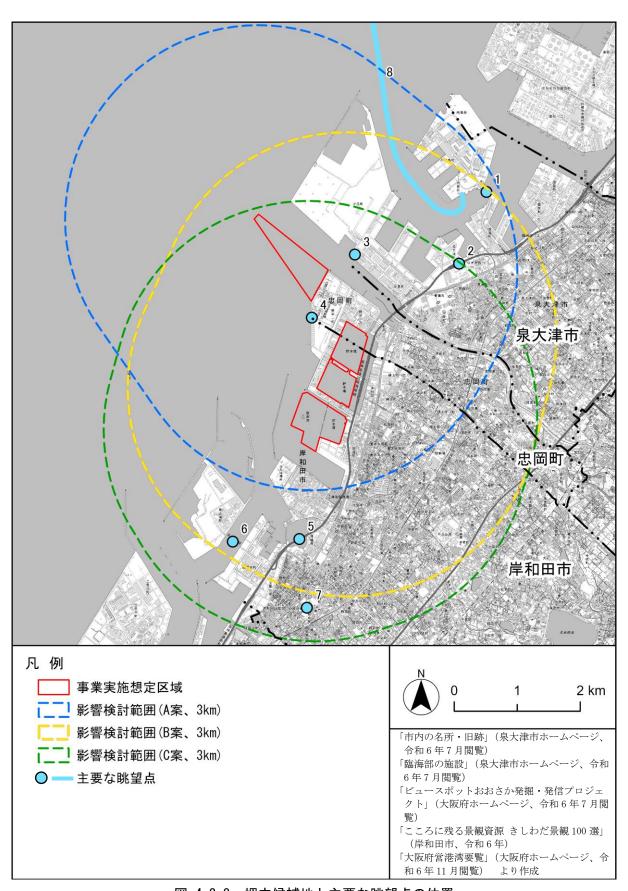


図 4.3-8 埋立候補地と主要な眺望点の位置

4.3.7 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 調査の結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の現況把握は、既存資料を用いた確認とした。 現況把握に用いた資料は以下のとおりである。

- ・「泉大津を楽しむ」(泉大津市 HP、令和6年7月閲覧)
- ・「海しる」(海上保安庁ホームページ、令和6年7月閲覧)
- ・「臨海部の施設」(泉大津市ホームページ、令和6年7月閲覧)
- ・「令和5年度 第16回大阪湾生き物一斉調査について」(大阪湾生き物一斉調査 情報公開サイト、令和6年10月閲覧)
- ・「Excellent Marina エクセロンマリンタダオカ ホームページ」(令和6年7月閲覧)
- ・「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」(大阪府ホームページ、令和6年7月閲覧)
- ・「こころに残る景観資源 きしわだ景観100選」(岸和田市、令和6年)
- ・「きしわだ SIDE 岸和田市魅力発信サイト」(岸和田市ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧)

埋立候補地周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は「第3章 事業実施 想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1 (3) に示したとおりで ある。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響予測は、既往知見³を参考に埋立てによる影響検討範囲を設定し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が含まれるか否かを確認する方法とした。影響検討範囲は埋立候補地外縁から約 0.5km の範囲とした。

埋立候補地外縁から約 0.5km の範囲に存在する主要な人と自然との触れ合いの活動の場は表 4.3-14 及び図 4.3-9 に示すとおりである。

C 案では影響検討範囲内に人と自然との触れ合いの活動の場として、阪南港岸和田新東 防波堤灯台が存在するものの、影響検討範囲内に存在する人と自然との触れ合いの活動の 場の数から判断すると、人と自然との触れ合いの活動の場への影響は A 案及び B 案よりも 相対的に小さいものと考えられる。

表 4.3-14 埋立候補地外縁から約0.5kmの範囲に存在する主要な人と自然との触れ合いの活動の場

区分	埋立場所等	約 0.5km の範囲に存在する 主要な人と自然との触れ合いの活動の場
A案	大津川河口周辺の港湾区域内	2: 汐見公園 3: 大津川河口 5: 新浜緑地
B案	木材港地区貯木場内	3: 大津川河口4: Excellent Marina エクセロンマリンタダオカ5: 新浜緑地6: 阪南港岸和田新東防波堤灯台
C 案	木材港地区木材整理場及びその沖合	6:阪南港岸和田新東防波堤灯台

備考:大津川河口には干潟が存在する。干潟は時季により消長することが想定されるため A 案及び B 案の影響検 討範囲に含まれるものとした。

^{3 「}面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ]」(建設省都市局都市計画課 監修、平成11年11月)

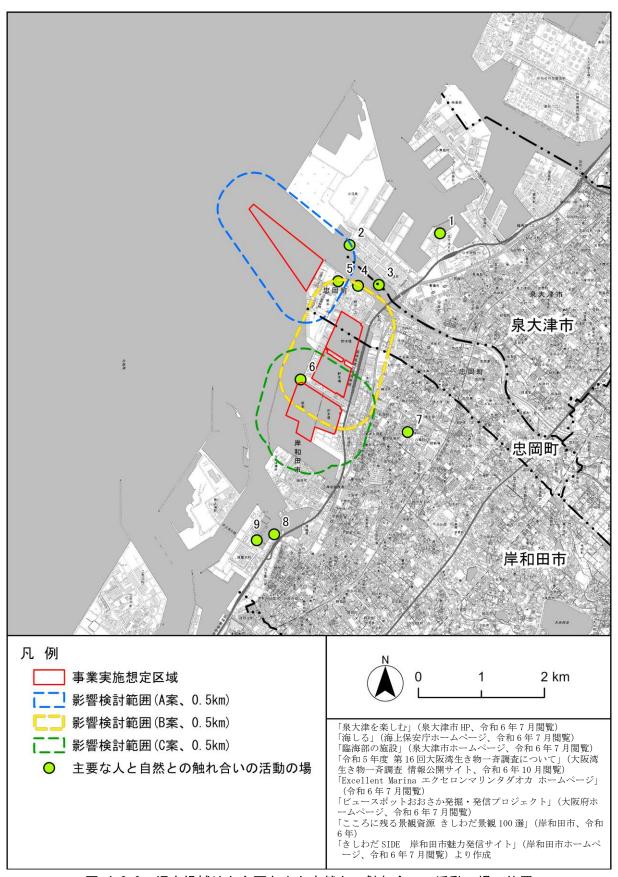


図 4.3-9 埋立候補地と主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置

4.3.8 環境要素ごとの評価の結果

「水質」「水底の底質」「動物」「植物」「生態系」「景観」「人と自然との触れ合いの活動の場」の7項目を計画段階配慮事項として選定し、埋立てによる各環境要素への影響を既往知見、既存資料等を参考に予測した。

これらの予測結果を基に設定した複数案について相対比較により評価した結果は表 4.3-15 に示すとおりであり、A 案及び C 案に比べて B 案の方が周辺環境に与える影響は相対 的に小さいものと判断されることから B 案の採用が適切であると考える。したがって、今後 実施する事業段階の環境影響評価は B 案を対象に実施することとする。

なお、今後の事業計画検討や環境影響評価手続において、周辺環境への影響をできる限り 回避・低減するための環境配慮の内容についてさらに検討していくこととし、「瀬戸内海環境 保全臨時措置法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」 (昭和 49 年 6 月 18 日環水規 127 号) についても検討していくこととする。

表 4.3-15(1) 評価の結果

区分	A案	B 案	C 案
	(大津川河口周辺の	(木材港地区貯木場内)	(木材港地区木材整理場
環境要素	港湾区域内)		及びその沖合)
水質	阪南港沖の南西方向の海	貯木場内と外海との海水	春木川河口周辺の閉鎖性
	水の流れを遮ること並び	交換量が変化することが	を高めることが想定され、
	に大津川河口周辺の流れ	想定され、周辺海域の水質	周辺海域の水質に影響を
	の様相に影響を与えるこ	に影響を生じさせる可能	生じさせる可能性が考え
	とが想定され、周辺海域の	性が考えられるが、周辺海	られる。
	水質に影響を生じさせる	域の流況特性並びに埋立	
	可能性が考えられる。	地の位置、形状から判断す	
		ると <u>A 案及びC 案による影</u>	
		響に比べて相対的に小さ	
		いものと考えられる。	
水底の底質	阪南港沖の南西方向の海	貯木場内と外海との海水	春木川河口周辺の閉鎖性
	水の流れを遮ること並び	交換量が変化することが	を高めることが想定され、
	に大津川河口周辺の流れ	想定され、周辺海域の水底	周辺海域の水底の底質に
	の様相に影響を与えるこ	の底質に影響を生じさせ	影響を生じさせる可能性
	とが想定され、周辺海域の	る可能性が考えられるが、	が考えられる。
	水底の底質に影響を生じ	周辺海域の流況特性並び	
	させる可能性が考えられ	に埋立地の位置、形状から	
	る。	判断すると A 案及び C 案に	
		よる影響に比べて相対的	
		に小さいものと考えられ	
		<u>る。</u>	
動物	影響検討範囲内に動物の	影響検討範囲内に動物の	影響検討範囲内に動物の
	重要な種の確認地域であ	重要な種の確認地域であ	重要な種の確認地域であ
	る泉大津沖埋立処分場周	る木材港地区貯木場が存	る木材港地区貯木場、岸和
	辺、大津川河口、木材港地	在するが、 A 案及び C 案に	田市沖及び阪南2区が含ま
	区貯木場、岸和田市沖及び	よる影響に比べて相対的	れる。
	阪南2区が含まれる。	<u>に小さいものと考えられ</u>	
		<u>る。</u>	
植物	影響検討範囲内に植物の	影響検討範囲内に植物の	影響検討範囲内に植物の
	重要な種の確認地域であ	重要な種の確認地域は含	重要な種の確認地域であ
	る大津川河口及び阪南2区	まれない。 <u>A 案及び C 案に</u>	る阪南2区が含まれる。
	が含まれる。	よる影響に比べて相対的	
		<u>に小さいものと考えられ</u>	
		<u>る。</u>	

表 4.3-15(2) 評価の結果

公 1.0 10 (Z)						
区分	A 案	B 案	C 案			
	(大津川河口周辺の	(木材港地区貯木場内)	(木材港地区木材整理場			
環境要素	港湾区域内)		及びその沖合)			
生態系	影響検討範囲内に重要な	影響検討範囲内に重要な	影響検討範囲内に重要な			
	自然環境のまとまりの場	自然環境のまとまりの場	自然環境のまとまりの場			
	である大津川河口の干潟	は含まれない。A 案及び C	であるちきりアイランド			
	及びちきりアイランド人	案による影響に比べて相	人工干潟が含まれる。			
	工干潟が含まれる。	対的に小さいものと考え				
		<u>られる。</u>				
景観	影響検討範囲内に眺望点	影響検討範囲内に眺望点	影響検討範囲内に眺望点			
	として、泉大津大橋、きら	として、泉大津大橋、きら	として、きららセンタービ			
	らセンタービル・ホテルサ	らセンタービル・ホテルサ	ル・ホテルサンルート関空			
	ンルート関空を結ぶ空中	ンルート関空を結ぶ空中	を結ぶ空中通路、汐見公			
	通路、汐見公園、新浜緑地	通路、汐見公園、新浜緑地	園、新浜緑地 展望台、岸			
	展望台、フェリー航路(泉	展望台、岸和田大橋、岸之	和田大橋、岸之浦大橋、岸			
	大津⇔新門司)が存在す	浦大橋、フェリー航路(泉	和田城が存在する。			
	る。影響検討範囲内に存在	大津⇔新門司)が存在す				
	する眺望点の数から判断	る。				
	すると <u>B案及びC案による</u>					
	影響に比べて相対的に小					
	さいものと考えられる。					
人と自然と	影響検討範囲内に人と自	影響検討範囲内に人と自	影響検討範囲内に人と自			
の触れ合い	然との触れ合いの活動の	然との触れ合いの活動の	然との触れ合いの活動の			
の活動の場	場として、汐見公園、大津	場として、大津川河口、	場として、阪南港岸和田新			
	川河口、新浜緑地が存在す	Excellent Marina エクセ	東防波堤灯台が存在する。			
	る。	ロンマリンタダオカ、新浜	影響検討範囲内に存在す			
		緑地、阪南港岸和田新東防	る人と自然との触れ合い			
		波堤灯台が存在する。	の活動の場の数から判断			
			すると A 案及びB 案による			
			影響に比べて相対的に小			
			<u>さいものと考えられる。</u>			

(空白のページ)